

治山林道必携（積算・施工編）【上巻】

【森林整備保全事業設計積算要領】

単価適用年月日：R3.5.1～

単価適用年月日：～R3.4.1

表6-6 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件		補正係数	適用優先
		対象			
大都市(1)	舗装工事 道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。		2.0	1
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.5	2
	舗装工事	※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事のみ対象とする。			
	道路維持工事				
市街地(1) - 1	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.4	3
	舗装工事				
	橋梁工事				
一般交通影響有り(1) - 1	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.4	3
	舗装工事				
	橋梁保全工事				
一般交通影響有り(2) - 1	道路工事	一般交通影響有り(1) - 1以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.4	3
	舗装工事				
	橋梁保全工事				
市街地(DID補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.3	4
一般交通影響有り(1) - 2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.3	5
一般交通影響有り(2) - 2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(1) - 2以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.2	6
市街地(DID補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.2	7
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。		1.3	8

(注) (略)

P 2 6



表6-6 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件		補正係数	適用優先
		対象			
大都市(1)	舗装工事 道路維持工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。		2.0	1
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.5	2
	舗装工事	※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事のみ対象とする。			
	道路維持工事				
市街地(1)	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.4	3
	舗装工事				
	橋梁工事				
一般交通影響有り(1)	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.4	3
	舗装工事				
	橋梁保全工事				
一般交通影響有り(2)	道路工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.4	3
	舗装工事				
	橋梁保全工事				
市街地(DID補正) (2)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.3	4
一般交通影響有り(3)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.3	5
一般交通影響有り(4)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(3)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.2	6
市街地(DID補正) (3)	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.2	7
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.3	8

(注) (略)

P 2 6

治山林道必携（積算・施工編）【上巻】

【森林整備保全事業設計積算要領】

単価適用年月日 : R 3 . 5 . 1 ~

単価適用年月日 : ~ R 3 . 4 . 1

表 6-21 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2
	舗装工事			
	道路維持工事			
市街地 (DID 補正) (1) - 1	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1) - 1	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	3
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(2) - 1	道路維持工事	一般交通影響有り(1) - 1以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
一般交通影響有り(1) - 2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	5
一般交通影響有り(2) - 2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(1) - 2以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	6
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	7
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	8

(注) (略)

表 6-21 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)			
大都市(1)・(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	道路維持工事			
市街地 (DID 補正) (1)	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	2
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(2)	道路維持工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正) (2)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り(3)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(片側1車線以上)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	4
一般交通影響有り(4)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(3)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	5
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

(注) (略)

P 5 1



P 5 1